

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成30年12月17日（月曜日）

総務消防委員会

日時 平成30年12月17日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第126号議案	「質疑・討論・採決」
第127号議案	「質疑・討論・採決」
第128号議案	「質疑・討論・採決」
第129号議案	「質疑・討論・採決」
第140号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」
第146号議案	「質疑・討論・採決」
第147号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 山田辰也
委員 竹下修平	佐宗龍俊 小野田直美 村田康助
議長 丸山隆弘	

欠席委員 なし

傍聴者

議員 澤田恵子

説明のために出席した者

総務部、企画部長、他議案関係の副課長以上

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 それでは、ただいまから総務消防委員会を開会いたします。

本日は、14日の本会議において、本委員会に付託されました第126号議案から第129号議案まで、第140号議案、第141号議案、第146号議案及び第147号議案の8議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第126号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第126号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第127号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 先日、浅尾議員の質疑に答えられていましたが、その引き続きの質疑ということでさせていただきます。

今までは女性職員のみ取得ということで、

今後男性職員もとるようにしていくというお話でした。この条例改正を実効性のある条例にするための手段として、男性職員にもとっていただけるようにというようなことなんです。今後どのような方策を行っていくのか、例えば条例の周知を徹底して行うとか、部課長のほうからとるようにしていくとか、何かお考えがあったらお聞かせください。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 実効性のある対応ということでございますが、現在秘書人事課では、人事に関する制度を簡単にまとめたハンドブックというものを作成しております。それを職員に機会を見て配付しております。

そういう機会を捉えて、もちろん今回の改正がこういうところがあったというようなことを踏まえて、また職員のほうへ、そのハンドブックを配付したりとか、当然市の条例が改正されるということでもありますので、職員にもその旨対象が変わったというようなことも周知していきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第127号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第128号議案 新城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正を議題とし

ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第129号議案 新都市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 当該議案についてですが、ビラの作成ができるようになるということで、主に証紙を張るという認識でよろしかったですか、確認します。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井貴永行政課長 議員のおっしゃるとおり、証紙を張らないとビラの領布はできないと。今、市長選のほうでは行っているんですけど、それと同様のやり方となります。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 証紙を張るということで、ビラが4千枚まで張るということで、それだけのシールを張る作業というのは結構大変なのかなと思っておりますが、その便宜的に必ずシールを張らないといけないのか、あるいは市独自で印刷の追番でそういった対応が可

能なのか、その点についても確認したいです。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井貴永行政課長 この証紙を張るのは、公職選挙法の第142条第7項に定められておりますので、これは選挙管理委員会のほうで証紙を渡すという格好になりますので、こちらのほうは全国统一、一緒ということで、市独自ではないということで御理解をいただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 関連なんですけど、2種以内ということなんですけど、例えば裏と表を別もので刷るとしたら、これで2種ということになるんですけど、シールを張る場合、そして裏と表という形で張ることになるんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井貴永行政課長 2種類のビラ、前回の答弁でもさせていただいたんですけども、その1枚が両面でも可能ということですので、両面刷ったものが1種類、もう1個両面刷ったものが1種類という考え方になっております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第129号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第140号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。これは、一鍬田公民館の建物、土地に関するものです。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第140号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。これは、諏訪公民館駐車場の土地に関するものです。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第141号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第146号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 こちら、新城市特別職の職員で常勤のものの給与の一部改正ということなのですが、私は基本的に三役の給与の変更に関しては、報酬審議会での審議が必要だと考えておるんですが、今回この件に当たって報酬審議会が開催されたのかどうかということが1点。

それからもう1つは、これまでに開催された報酬審議会の中で、たびたび報酬審議会を開くのではなくて、このように人事院勧告に従って上げ下げするというのに対して審議がなされて、それがよかろうという結論が出た上でこれを行っているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回の特別職の期末手当の関係のことですが、先ほど委員御指摘の報酬審議会ではありますが、報酬審議会は特別職の給料月額を審議していただくのが報酬審議会の審議の内容でありまして、これまでも人事院勧告の支給月数の変更については報酬審議会を特に開いておらず、新城市特別職、一般職も含めて人事院勧告に準拠していくという姿勢で今まで臨んでおりますので、今回の0.05カ月増やすことについても、報酬審議会の審議は経ておりません。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 ほかの市を見てみると、基本的に期末手当も含めて報酬審議会等で審議をしているところもあるわけでありまして。一般的に、市民から見ると期末手当も給与の一部であると理解をしておるんですが、

要するに、期末手当に関しては報酬審議会では審議しないというその正当性が担保されていないと私は思っているのですが、そのあたりは市はどのように理解をされているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 先ほどもお答えしましたとおり、人事院勧告に準拠するということにつきましては、新城市においてはこれまでも特別職、一般職含めて、人事院勧告に準拠し、上げるときは上げる、下げるときは下げるという姿勢でずっと対応し、臨んでおります。

先ほど言いましたように、報酬審議会は、特別職、また議員の方々の報酬月額を審議するとうたわれておりますので、支給月数を審議するということにはその審議会もなっておりません。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、要はその正当性の担保はどうお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 人事院勧告というものが、人事院が約1万何千カ所の民間事業所、そして50万人ぐらいの規模の給与を調査して、民間と公との間があった場合には勧告するという制度でありますので、その人事院勧告の制度について最も妥当な方法であると、本市も考えておりますので、それをもって人事院勧告に準拠することが妥当性があると考えております。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 基本的に、それは一般職員の話だと、私は理解をしております。市の三役及び今回関係ありませんけども、議員ですね、三役と議員に関しては一般職員とは、私は違うと思うので、報酬審議会というものをきちんと設置して、審議をすると理解をして

おりますし、その月例の給与や報酬、それから当期末手当は別なんだと、違うんだという考え方も全く理解できなくて、やはり期末手当も含めての給与、報酬だと、市民は理解をしているわけで、例えば、じゃあ月例の給与を低くして期末手当を上げればいいのかという問題にもなってきますし、そのあたりの正当性の担保というのが、今の説明ではただ単に職員と同じという御説明でしたので、やっぱり三役は違うと私は思っておりますが、そのあたりはいかがですか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 繰り返しになるんですが、やはり新城市の給与あるいは期末手当の支給に対する姿勢というものは、人事院勧告に準拠するという姿勢で臨んでおりますので、人事院勧告の制度、趣旨を踏まえて、それが十分新城市の給与、期末手当を支給するもとなるものが担保されておると考えております。

○鈴木達雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 三役についてなんですが、これは新城市だけの考えではなくて、人事院勧告に準拠するという事なんですが、他市との比較というのはここにはないものですから、当然給料上げるには理由が要ります。先ほど、佐宗委員が言ったように、基本的には市民の理解が要ると思うんですよ。それを一方的にこの人事院勧告だけで決めていいかという考えがありますが、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 上げる場合ももちろん人事院勧告に準拠いたしますが、下げる場合もこれまで人事院勧告に準拠して下げてまいりましたので、その人事院勧告の制度というものの十分趣旨、あるいはその調査の方法等踏まえて市民の理解が得られる制度だと考えて、それを適用させていただいております。

す。

○鈴木達雄委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 くどのようなんですけど、人事制度ありきで決めているようにも感じるものですから、本来この新城市の状況とか、全体の国の状況を考えて出すべきだとは思っておりますけど、もう一度確認しますけど、人事院制度に準拠してやるというところが基本的な考えでございますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 人事院勧告に準拠するというのが新城市の姿勢でございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私はこの第146号議案に反対の立場として討論いたします。

他市を引き合いに出すわけではありませんが、豊川市では子育てしやすいまち、住みやすい若いもの夫婦のためのいろんな施策が行われています。例えば、学校のエアコンをつける、これは新城市もおくれています、豊川市は前へ、前へ進んで、この新居の若い人たちの減免などいろんな対策をやってきました。

この点から考えてみましても、新城市はおくれていると考えられます。市長を中心とするこの市の政策が、まだ理解されてないところを考えますと、安定した収入も新城市はまだ少ないところですので、こういうことを鑑みて三役の給料を検討するということにはまだ早いと思ひまして、この案に対して反対の立場で討論いたします。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありません

か。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、私は、第146号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正は、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、市長、副市長、教育長の期末手当を0.05カ月分引き上げるもので、市長におきましては6万3,056円の引き上げになります。

これは、人事院勧告に準拠するもので、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられている人事院勧告は、給与等の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、職員の給与を民間給与との均衡を基本としながら、国やほかの地方公共団体との均衡を考慮し、毎年職員と民間の給与についてそれぞれ詳細に調査した上で結果を比較し、職員の給与が適正な水準となるよう勧告しているものです。ですから、上がる時きもあれば下がる時きもあるということです。

新城市民の年間平均所得は、2017年は286万6,459円で、前年より1万370円少なくなっています。しかし、2010年と比較しますと5万4,424円増えており、必ずしも新城市民の所得が少なくなり続けているわけではありません。

また、少子化、高齢化が進む本市では、市長、副市長、教育長の仕事が減るわけでもなく、逆に市民がよりよい生活を送るためにますますその仕事と責任は増えていくと思われ

ます。現在、報酬審議会にかけられない事案であり、人事委員会を持たない本市の場合、人事院勧告に準拠することが合理的な方法であると考えますが、先ほど佐宗委員が言われたことも一理あると考えておりますので、今後検討すべきことだと思っております。

また、市民の理解、感情のことを考えますと、人事院勧告に従い、期末手当を上げるの

かどうかという御意見もごもっともであるとは思いますが、今回議案として上程された以上、市と教育委員会は、それなりの気概を持って仕事を行うと期待していますので、より厳しい目を注ぎつつ、第146号議案は賛成といたします。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありますか。
佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 ただいま議案となっております第146号議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど答弁でございました人事院勧告に従って市の三役の給与も当てはめてやることは正当性があると答弁をされましたが、私は、基本的に人事院勧告というのは一般職員に対するものであって、いわゆる特別職である三役については、議員も同様ですが、これに当てはまるとは考えておりません。

やはり、三役の給与というものは、その水準の適正というのは、年間支給額という尺度で判断すべきというのが大方のほかの市の考え方、特に報酬審議会等で審議をされている内容でございますので、報酬審議会は月例の給与を検討する場であるという考え方自体が、私はそもそも間違っていると考えております。

特に、一般職員ではない市の三役というのは、議員と同様報酬審議会でも年間支給額という尺度で検討されるべきであると考えます。

しかしながら、これまで行ってきた人事院勧告に準じて市の三役の給与も変動するということについて、もし報酬審議会できちんと審議をしていただいて、それでよかろうという判断をしていただいたのであれば、私はそれは市民の声であると思っておりますので、それを今後続けていくということはやぶさかではありませんが、その判断もされていないという状況の中では、私は今回のこの議案を反対するというところでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 第146号議案に、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

この人事院勧告につきましては、やはり国の調査の中で、一般企業また給与水準等の平準化等の中で人事院が勧告した水準といえますか、準拠した措置だと考えております。

これによって、一般の企業との水準をきちんと標準化、平等化するということが今回のねらいだと考えておりますので、これをもとにきちんと支払うというのが本来の姿だと考えておりますので、これをもって賛成とさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありますか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第146号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。

よって、第146号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第147号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 今回、第147号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正なんですが、これは先ほども言われたように人事院勧告に準拠して施行される予定だということなんですけど、他市との比較ということについては特に考慮せずにこれを出してきたわけ

でしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 新城市の場合は、新城市給与条例に職員の給料が規定してございますので、その規定に基づいて今回の人事院勧告を反映させていただいておるとというのがこの条例でございます。

○鈴木達雄委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、職員全体に給料が上がるといふ、特に当然のことだと思うんですけど、先ほど給料が上がるときは上がる、下がるときは下がるというしております。ここ7、8年を見ましても給料は下がっておりますが、一般企業の給料について、先ほど小野田委員が新城市の平均の一般企業の賃金は286万円程度だということをおっしゃって、新城市の職員の平均というのは幾らなんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 一般行政職の平成30年10月1日現在で、平均の給料額は30万2,432円でございます。

〔「年収で」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 済みません。ちょっと年収は手元に資料、ございません。

○鈴木達雄委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは、インターネットからちょうど見たんですが、新城市の平均年収が、ボーナス支給月が4.3カ月、平均年齢は39.7歳としますと、平均給料が30万1,700円、これずっと見ていくと、ボーナスとか入れますと年平均が575万円と書いてあります。

そうしますと、先ほどの一般企業の286万円と格差があると感じられますけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 給料の額の評価についてはいろいろありますが、決して新城市の職員が平均の金額を比較した上で多い、少

ないという話をされても答えに困るんですけども、ただ何度も繰り返しておりますように、人事院勧告というものが客観性を持つ調査をもってその適正な改定を勧告しておるといふ制度でありますので、その勧告があったものについて準拠していくというのが、新城市としての姿勢でございます。

○鈴木達雄委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 確かに、全体から見ますとそうかもしれませんが、例えば、名古屋市の給料のほうが38万円が多いとか、豊川市とか豊橋市のほうが給料が多いって、ここに書いてますね、豊川市だと平均給料33万6千円、愛知県は32万4千円とこういうふうになっているんですけど、これは市の持っている状況とかいろんなものが関係すると思うんですよ。

そうしますと、当然市民1人当たりの収入も税金に反映されますから、経済指数も考慮しますと、豊川と比べると決して新城市は経済指数、名古屋も当然しますし、新城市は経済指数が余りよくないものですから、それを考えますと官民の差が、先ほどの金額の差にあらわれているように、少し市民感覚でいうとまだ市役所側の給料が多いと感じる人も多いと思うんですが、市側としては民間の感覚については考慮する点はなかったでしょうか。伺います。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 そもそも人事院勧告がなぜ行われておるかということなんですけれども、基本的な労働権であります団結権とか団体交渉権とか、争議権というものが補償されてはじめて労使の関係、労使の対等な賃金交渉というのは成り立つものであります。公務員の場合、著しく労働基本権が制約されておるのが公務員でありますので、それゆえ人事院が民間との給与を勘案して、それぞれの年度で調査の結果を踏まえて勧告するというのが人事院勧告でございます。

したがって、目に見える形の比較をされて

おみえですが、我々行政側にとってはその人事院勧告というものが客観的な職員の給与水準等担保しておる制度だと考えておりますので、これまでどおり人事院勧告に準拠した姿勢で対応していきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 第147号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対の立場で討論いたします。

新城市は、2010年から、このときの給与627万円から2017年の間に、2017年575万円、こういうふうに給料は下がってきております。しかし、一般企業の平均給料は286万円、新城市が先ほど575万円と言われたように、格差がまだあります。給料が上がらないと市民サービスが低下するという考えもありますが、私は決してそんなことはないと思います。

それは、人事院勧告によって給料が一般企業と逆転するようなことになって、現在人事院勧告自体の疑問視もされている時代ですので、ここは新城市の現状を考えてみますと、私は今年、例えば台風24号の大きな災害がありました。そして、道路の災害復旧にも高額なお金がかかる場合は、市としてはこれが対応できない。国の災害復旧の援助を受けないといけないということも聞いておりますし、まだ通れない道があるように、税金を投入しなくてはできないような公共のものがたくさんあります。

ですから、基本的に私は市民サービスの低下を考えるだけではなくて、社会福祉と公共の利益を考えてみますと、ここは市民と行政が一体となってこの厳しい状況を脱してい

なければならぬと考えまして、まだ時期尚早、そういうふうを考えております。

よって、この第147号議案、反対の討論をいたしました。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 第147号議案につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、山田委員が災害復旧だとか、いろんな面で市はそちらのほうに税を投入すべきということですが、災害復旧につきましては財務省だとか、農水省だとか、自由民主党の本部とかで、既に今国会で財源の確保に走っております。

そういうような確定的なものについては、別に職員の給与、要は生活権をきちんとしてあげるといことが今回の大きな目玉であると思いますし、やはり諸般の一般企業の給与水準が戦後2番目の好景気になっておりますので、そういうときはきちんとは払うべきものは払うというのが一般経営者の考え方だと思っております。

そのような中で、公務員についても、人事院がその旨の調査の中で準拠した決定でございますので、それに基づいて支払うべきだと思います。

特に、公務員につきましては、労働三法がきちんと守られておればいいわけですが、先ほども課長が言っていたように、争議権だとか、交渉権というものは持っていないわけですので、そういうものを十二分考慮した中でこの議案については賛成という形をとりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第147号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決
します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛
成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。

よって、第147号議案は、原案のとおり可
決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の
審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告
の作成については、委員長に一任願いたいと
思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会
いたします。ありがとうございました。

閉 会 午前9時42分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

総務消防委員会委員長 鈴木達雄